

平成 26 年 12 月 30 日

平成 27 年度税制改正に関する会長談話

一般社団法人 投資信託協会
会 長 白 川 真

本日、平成 27 年度税制改正大綱が決定され、ジュニア NISA（仮称）制度の創設、NISA(少額投資非課税制度)の投資上限額（100 万円から 120 万円へ）の引上げ、個人型確定拠出年金制度の加入対象者の拡大等が措置されることとなった。

ジュニア NISA 制度の創設は、未成年者の将来に向けた長期投資を促進するものであり、NISA の投資上限額の引上げは、特に投資未経験者が月々の積立による投資を行う上での利便性を高めるものである。

NISA が開始されてから一年が経過し、開設口座数も順調に伸びているが、今回の措置は、NISA を通じて投資家の裾野を拡大する目的を達成する上で、極めて意義のある内容である。

ご尽力いただいた、政府・与党をはじめ関係者の方々に深く感謝申し上げます。

今後、NISA 及びジュニア NISA が出来るだけ多くの方に利用され、投資を資産形成のための身近な手段としてご活用いただけるよう、本会は制度の周知と利用促進に向けた啓発・普及活動に努めていきたい。

制度がさらに安定的なものとなるよう、今後、制度の恒久化に向けた議論が進むことを期待している。

また、個人型確定拠出年金制度の加入対象者の拡大は、誰もが加入できる制度へと改善するものであり、これにより個人の自助努力による老後の資産形成に大きな役割を果たすことが期待される。

関係者の皆様におかれては、引き続き、国民の資産形成に資する政策実現に向け、ご尽力いただきたい。

以 上